

岐南町告示第101号

令和3年第3回岐南町議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年9月29日

岐南町長 小島 英雄

記

1. 期 日 令和3年10月4日  
1. 場 所 岐南町議会議場



○議事日程

令和3年10月4日（月） 第1日

- |     |                |                                       |
|-----|----------------|---------------------------------------|
| 第 1 | 会議録署名議員の指名について |                                       |
| 第 2 | 会期の決定について      |                                       |
| 第 3 | 議案第43号         | 令和2年度岐南町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について         |
| 第 4 | 議案第44号         | 令和2年度岐南町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について        |
| 第 5 | 議案第45号         | 令和3年度岐南町一般会計補正予算について                  |
| 第 6 | 議案第46号         | 令和3年度岐南町国民健康保険特別会計補正予算について            |
| 第 7 | 議案第47号         | 令和3年度岐南町介護保険特別会計補正予算について              |
| 第 8 | 議案第48号         | 令和3年度岐南町後期高齢者医療特別会計補正予算について           |
| 第 9 | 議案第49号         | コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について |
| 第10 | 議案第50号         | こども庁の設置を求める意見書について                    |
| 第11 | 認定第 1号         | 令和2年度岐南町一般会計歳入歳出決算の認定について             |
| 第12 | 認定第 2号         | 令和2年度岐南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について       |
| 第13 | 認定第 3号         | 令和2年度岐南町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について         |

- 第14 認定第 4号 令和2年度岐南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第15 認定第 5号 令和2年度羽島郡二町教育委員会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第16 認定第 6号 令和2年度岐南町水道事業会計決算の認定について
- 第17 認定第 7号 令和2年度岐南町下水道事業会計決算の認定について



○諸般の報告

1. 地方自治法第235条の2第1項の規定に基づく令和3年6、7、8、9月の例月出納検査を執行した結果の報告
2. 令和2年度岐南町継続費精算報告と地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率についての報告



○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり



○出席議員

10名

1	番	長谷川	淳	君
2	番	村山	博司	君
3	番	松本	暁大	君
4	番	三宅	祐司	君
5	番	後藤	友紀	君
6	番	松原	浩二	君
7	番	櫻井	明	君
8	番	渡邊	憲司	君
9	番	木下	美津子	君
10	番	岩田	晴義	君



○欠席議員

なし





令和2年度岐南町継続費精算報告書についてご報告させていただきます。

令和2年度岐南町一般会計予算において、令和元年度からの継続費事業であります岐南中学校空調機器復旧事業が終了いたしましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定に基づき継続費精算報告書を調製し、ご報告申し上げますのでございます。

全体計画2億7,574万8,000円に対しまして、実績における支出済額も同額でありました。財源の内訳といたしましては、国県支出金1億6,127万9,000円、地方債2,470万円、その他の特定財源として公共施設建設事業基金繰入金6,600万円、残りの2,376万9,000円が一般財源でございます。

健全化判断比率報告書、資金不足比率報告書についてご報告させていただきます。

令和2年度岐南町会計決算において、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき健全化判断比率報告書、資金不足比率報告書を調製し、ご報告申し上げますのでございます。

内容につきましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率においては発生しておりません。実質公債比率については4.5%、将来負担比率については8.1%となっており、早期健全化基準を下回っております。また、公営企業会計における資金不足比率については発生しておりません。

以上です。

○議長（松原浩二君） 以上をもって諸般の報告を終わります。

—————◇—————

開議

○議長（松原浩二君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、さきにご通知申し上げたとおりであります。

—————◇—————

第1 会議録署名議員の指名について

○議長（松原浩二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、議長において1番長谷川 淳議員、2番 村山博司議員の両名を指名します。

—————◇—————

第2 会期の決定について

○議長（松原浩二君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から10月28日までの25日間と定めたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（松原浩二君） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から10月28日までの25日間と決定しました。



第3 議案第43号から第17 承認第7号まで

○議長（松原浩二君） 日程第3、議案第43号から日程第17、承認第7号までの15案件を一括し議題とします。

（議案掲載省略）

○議長（松原浩二君） この15案件に対する提出者の説明を求めます。

まず初めに、議案第43号から議案第48号までの説明をお願いいたします。

小島英雄町長。

○町長（小島英雄君） 議案第43号 令和2年度岐南町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてご説明を申し上げます。

今回、水道事業会計の剰余金を処分するため、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき提案するもので、令和2年度未処分利益剰余金1億548万713円につきまして、6,233万7,763円を建設改良積立金に積み立て、残り4,314万2,950円を自己資本金へ組み入れるものでございます。

議案第44号 令和2年度岐南町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてご説明を申し上げます。

今回、下水道事業会計の剰余金を処分するため、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき提案するもので、令和2年度未処分利益剰余金1億7,879万6,836円につきまして、2,869万5,439円を減債積立金に積み立て、残り1億5,010万1,397円を自己資本金へ組み入れるものでございます。

議案第45号 令和3年度岐南町一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回お願いいたします補正予算は、歳入歳出それぞれ4億416万3,000円を増額し、87億319万5,000円にいたしたいものでございます。

歳出の主なものにつきましては、総務費におきましては、庁舎周辺駐車場の整備に伴う用地取得費及び工事請負費等関連経費として4,591万2,000円、名鉄岐南駅の周辺整備に係る測量調査業務委託料として299万円の増額、民生費におきましては、福祉医療助成事業の令和2年度分精算に伴う県支出金前年度返還金として1,505万7,000円、後期高齢者医療特別会計繰出金として1,040万1,000円の増額、衛生費におきましては、高校3年生相当者への受験支援事業費等として281万9,000円、新型コロナワク

チン接種に係る経費として2,947万8,000円の増額、土木費におきましては、道路橋梁維持に係る舗装補修工事費として1,273万6,000円、町道整備に係る道路改良工事費等として2,735万8,000円の増額、教育費におきましては、中学3年生を対象とした受験支援事業費として262万6,000円の増額、諸支出金におきましては、財政調整基金積立金として2億4,100万円を増額いたしております。

これに対する歳入でございますが、国庫支出金の主なものといたしまして、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金1億1,374万7,000円の増額に伴い、感染症予防事業費国庫補助金を1億618万2,000円減額、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金1,807万4,000円の増額、県支出金として介護保険の過年度精算金として保険料軽減負担金10万7,000円の増額、寄附金として10万円の増額、特別会計繰入金として国民健康保険特別会計繰入金755万8,000円、介護保険特別会計繰入金1,821万5,000円の増額、基金繰入金として公共施設建設事業基金繰入金3,800万円の増額、繰越金1億4,845万4,000円の増額、町債として臨時財政対策債1億6,000万円を増額し、財源といたすものでございます。

続きまして、第2条の債務負担行為の補正につきましては、令和4年度から令和8年度を事業期間としたコミュニティバス運行事業に係る限度額を計上いたすものでございます。

また、第3条の地方債の補正では、臨時財政対策債の借入れ上限額が確定したことに伴い、限度額を変更いたしたいものでございます。

議案第46号 令和3年度岐南町国民健康保険特別会計補正予算につきましてご説明申し上げます。

今回お願いいたします補正予算は、歳入歳出それぞれ1,929万3,000円を増額し、24億4,760万円にいたしたいものでございます。

歳出といたしましては、令和2年度普通交付金の精算及び特定健康診査等負担金に係る償還金として1,173万5,000円、令和2年度一般会計繰入金の精算に係る繰出金として755万8,000円を増額いたしております。

これに対する歳入でございますが、一般会計繰入金30万円、国民健康保険特別会計繰越金1,899万3,000円をもって財源といたすものでございます。

議案第47号 令和3年度岐南町介護保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回お願いいたします補正予算は、歳入歳出それぞれ3,695万7,000円を増額し、19億434万8,000円にいたしたいものでございます。

歳出といたしましては、保険給付費に係る介護サービス等諸費として587万円、令

和2年度保険給付費等の精算に係る償還金として1,287万2,000円、令和2年度一般会計繰入金の精算に係る繰出金として1,821万5,000円を増額いたしております。

これに対する歳入でございますが、国庫支出金126万7,000円、支払基金交付金211万5,000円、県支出金73万4,000円、一般会計繰入金116万1,000円、介護保険特別会計繰越金3,168万円をもって財源といたすものでございます。

議案第48号 令和3年度岐南町後期高齢者医療特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。

今回お願いいたします補正予算は、歳入歳出それぞれ2,373万9,000円を増額し、5億4,719万7,000円にいたしたいものでございます。

歳出といたしましては、広域連合保険料等負担金として1,333万8,000円、令和2年度療養給付費負担金の精算として1,040万1,000円を増額いたしております。

これに対する歳入でございますが、一般会計繰入金1,040万1,000円、令和2年度保健事業費負担金に係る過年度収入62万4,000円、後期高齢者医療特別会計繰越金1,271万4,000円をもって財源といたすものでございます。

○議長（松原浩二君） 次に、議案第49号の説明をお願いいたします。

7番 櫻井 明議員。

○7番（櫻井 明君） おはようございます。櫻井です。引き続き提案説明をさせていただきます。

議案第49号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について、発案の主旨をご説明申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いております。この中で地方財政は来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面しております。

地方自治体においては、新型コロナウイルスの感染対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには地方財源の充実が不可欠であります。よって、国においては令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、令和4年度以降、3年間の地方一般財源総額については、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないことがないよう十分な総額を確保すること、固定資産税等に係る特例措置は本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として期限の到来をもって確実に終了することなどを確実に実現される旨の要望を政府、国会に提出するものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（松原浩二君） 続きまして、議案第50号の説明をお願いいたします。

5番 後藤友紀議員。

○5番（後藤友紀君） 議案第50号 こども庁の設置を求める意見書について、発案の主旨をご説明申し上げます。

少子高齢化が深刻な我が国において、子供たちの健やかな成長発達を力強くサポートしていくことの重要性がかつてなく高まっており、国、都道府県、市町村が強力に連携して取り組む課題であります。

地方行政の現場では子供・子育てに関する様々な相談や要望が住民から日々寄せられています。多岐にわたる要望や相談に適切に対処すべく現場の職員は国と連携しつつ尽力していますが、国の一元的な窓口が存在しないため十分な連携が取れず、迅速かつ適切な対応ができないケースもあります。また、現状では類似制度であっても、所管官庁が異なった場合、複数の基準や手続が必要になったりする場合があります。さらには、必要な施策を進める上で財政的な制約も深刻であります。こども庁設置はこれらの諸課題の解決に資するものと考えます。

よって、国においては子供政策の充実を図るため、早急に専任の大臣の下で強い権限を持って子供・子育てに関する施策を一元的に所管するこども庁を設置すること、支援策を検討する際は、こども庁が主導して国、都道府県、市町村の連携体制を構築すること等を実施される旨の要望を政府、国会に提出するものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（松原浩二君） 続きまして、認定第1号から認定第7号の説明をお願いします。

小島英雄町長。

○町長（小島英雄君） 認定第1号 令和2年度岐南町一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

決算の状況は、歳入総額120億560万334円に対しまして、歳出総額115億485万2,766円でございます。

歳入歳出の差引額は5億74万7,568円の黒字となり、翌年度へ繰り越すべき財源のうち一般財源を用いた事業は、繰越明許費繰越額分として、岐南駅北踏切拡幅事業等への2,044万6,600円でございますので、実質収支額は4億8,030万968円が本年度の繰越金となっております。これは町税をはじめとする財源の確保ができたことによりこの決算をいたすことができたものであり、ここにご報告させていただく次第でございます。

なお、決算額につきましては、決算書の1ページから12ページまでに記載のとおり

でございます。

また、特別定額給付金給付事業補助金を活用した特別定額給付金給付事業、公立学校情報機器整備費補助金及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した小中学校タブレット整備事業など、令和2年度の諸事業も無事遂行することができました。

各事業の決算額につきましては、決算書14ページから87ページまでに記載されたとおりでございます。

事業の内容等でございますが、決算認定資料に記載してございますので、詳細については省略させていただきます。

認定第2号 令和2年度岐南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定につきましてご説明申し上げます。

決算の状況は、歳入総額25億3,192万3,822円に対しまして、歳出総額23億2,246万747円でございます。歳入歳出の差引額は2億946万3,075円でございます。

歳入につきましては、国民健康保険税が5億7,924万1,879円、県支出金15億3,977万1,707円等が主なものでございます。

歳出につきましては、保険給付費が14億8,872万2,405円で歳出総額のおよそ64.1%を、国民健康保険事業費納付金が7億5,637万2,257円でおよそ32.6%を占め、主な歳出となっております。

事業の内容等でございますが、決算認定資料に記載してございますので、詳細につきましては省略させていただきます。

認定第3号 令和2年度岐南町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

決算の状況は、歳入総額19億8,791万6,341円に対しまして、歳出総額19億730万9,467円でございます。歳入歳出の差引額は8,060万6,874円でございます。

歳入につきましては、介護保険料4億2,083万7,340円、国庫支出金4億494万4,587円、支払基金交付金4億8,551万8,736円、県支出金2億5,722万6,737円、繰入金3億6,842万5,800円、繰越金4,076万5,508円等が主なものでございます。

歳出につきましては、保険給付費が17億3,286万6,128円で歳出総額のおよそ90.9%を、地域支援事業費が9,446万4,382円でおよそ5%を占め、主な歳出となっております。

事業内容等でございますが、決算認定資料に記載してございますので、詳細については省略させていただきます。

認定第4号 令和2年度岐南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定つきま

してご説明申し上げます。

決算の状況は、歳入総額5億2,971万2,871円に対しまして、歳出総額5億1,699万9,104円でございます。歳入歳出の差引額は1,271万3,767円でございます。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料が2億6,399万5,300円、繰入金2億4,478万8,134円等が主なものでございます。

歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金による支出が5億301万3,928円で、歳出の97.3%を占め、主な歳出となっております。

事業内容等でございますが、決算認定資料に記載をしておりますので、詳細については省略させていただきます。

認定第5号 令和2年度羽島郡二町教育委員会特別会計歳入歳出決算の認定につきましてご説明申し上げます。

決算の状況は、歳入総額2億1,347万923円に対しまして、歳出総額2億1,247万923円でございます。歳入歳出の差引額は100万円でございます。

歳入につきましては、負担金が1億4,953万8,440円で、歳入総額のおよそ70.1%を占めております。

歳出につきましては、教育総務費が1億3,253万6,232円で、歳出総額のおよそ62.4%を占めております。

事業の内容等詳細につきましては、決算認定資料に記載しておりますので、省略させていただきます。

認定第6号 令和2年度岐南町水道事業会計決算の認定についてご説明申し上げます。

初めに、収益的収入及び支出でございますが、収益的収入の決算額は3億3,884万70円、対する収益的支出の決算額は2億1,919万6,287円でございます。

内訳につきましては、収益的収入の内訳は、営業収益が2億4,109万8,414円、営業外収益が7,222万9,950円、特別利益が2,551万1,706円でございます。また、収益的支出の内訳は、営業費用が2億1,770万9,256円、営業外費用が136万8,031円、特別損失が11万9,000円でございます。

なお、損益計算書における当年度純利益は1億548万713円でございます。

次に、資本的収入及び支出でございますが、資本的収入の決算額は5,316万1,608円、対する資本的支出の決算額は2億1,555万6,103円でございます。

内訳につきましては、資本的収入の内訳は、負担金が5,316万800円、その他資本的収入が808円でございます。また、資本的支出の内訳は、建設改良費が2億1,050万2,166円、企業債償還金が505万3,937円でございます。

なお、資本的収入と資本的支出の差額 1 億 6,239 万 4,495 円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額から 1,409 万 560 円、過年度分損益勘定留保資金から 1 億 4,830 万 3,935 円で補填いたしました。

事業の詳細につきましては、決算書附属資料に記載してございますので、省略させていただきます。

認定第 7 号 令和 2 年度岐南町下水道事業会計決算の認定についてご説明申し上げます。

初めに、収益的収入及び支出でございますが、収益的収入の決算額は 7 億 8,482 万 7,284 円、対する収益的支出の決算額は 5 億 9,476 万 294 円でございます。

内訳につきまして、収益的収入の内訳は、営業収益が 2 億 7,864 万 9,886 円、営業外収益が 5 億 617 万 7,398 円でございます。また、収益的支出の内訳は、営業費用が 5 億 2,867 万 1,314 円、営業外費用が 6,353 万 4,850 円、特別損失が 255 万 4,130 円でございます。

なお、損益計算書における当年度純利益は 1 億 7,879 万 6,836 円でございます。

次に、資本的収入及び支出でございますが、資本的収入の決算額は 2 億 9,285 万 3,341 円、対する資本的支出の決算額は 5 億 7,989 万 7,954 円でございます。

内訳につきまして、資本的収入の内訳は、企業債が 1 億 5,090 万円、補助金が 7,050 万円、負担金が 7,143 万 3,610 円、その他資本的収入が 1 万 9,731 円でございます。

また、資本的支出の内訳は、建設改良費が 2 億 7,146 万 7,331 円、企業債償還金が 3 億 843 万 623 円でございます。

なお、資本的収入と資本的支出の差額は 2 億 8,704 万 4,613 円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額から 2,417 万 3,209 円、当年度分損益勘定留保資金から 1 億 5,307 万 1,736 円、当年度利益剰余金処分額から 1 億 979 万 9,668 円で補填いたしました。

事業の詳細につきましては、決算書附属資料に記載してございますので、説明を省略をさせていただきます。

以上です。

○議長（松原浩二君） 以上で提案説明は終わりました。

次に、監査委員に認定第 1 号から認定第 7 号までの決算認定について監査報告を求めます。

監査委員 河田孝広君。

○監査委員（河田孝広君） おはようございます。認定第 1 号から第 7 号の令和 2 年度岐南町一般会計歳入歳出決算、国民健康保険特別会計歳入歳出決算、介護保険特別会

計歳入歳出決算、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、羽島郡二町教育委員会特別会計歳入歳出決算、水道事業会計決算、下水道事業会計決算の各決算資料につきまして、去る7月9日、7月15日、7月30日、8月6日に慎重に審査いたしました結果、適正であると認めましたので、ここにご報告申し上げます。

○議長（松原浩二君） 以上で監査報告は終わりました。

—————◇—————

休会

○議長（松原浩二君） お諮りします。

明日から10月6日までは議案精読のため休会とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（松原浩二君） ご異議なしと認めます。よって、明日から10月6日までは休会と決定しました。明後日10月7日午前10時から会議を開きます。

—————◇—————

散会

○議長（松原浩二君） 以上をもって本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

午前10時40分 散会

—————◇—————

本会議録の正当であることを認め、ここに署名する。

岐南町議会議長

松原浩二

岐南町議会議員

長谷川 淳

岐南町議会議員

村山博司